

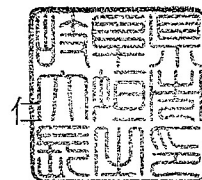
大垣市告示第247号

公売財産の最高価申込者の決定及び公売終了について

地方税法（昭和25年法律第226号）第331条第6項、第373条第7項、第702条の8第1項及び第460条第6項の規定においてその例によるとされる国税徴収法（昭和34年法律第147号）第104条の規定により、大垣市告示第228号の公売に係る公売財産の最高価申込者を下記のとおり決定し、公売を終了しましたので、同法第106条第1項及び第2項の規定により告示します。

令和8年10月20日

大垣市長 石 田



売却区分番号	大垣市1
最高価申込価額	13,500,000 円
最高価申込者の氏名	名阪近鉄バス株式会社 代表取締役 谷口 弘幸
公売財産の名称、数量、性質、所在	土地 大垣市南若森町字藪廻り547番1 宅地 389.35 m ²
最高価申込者の決定年月日	令和8年10月20日
売却決定の日時	令和8年11月10日 午前10時00分
売却決定の場所	大垣市丸の内2丁目29番地 大垣市役所 債権管理課